別表六の二（十四）付表　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15第２項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額　(9)」の欄は、法第81条の３第１項（個別益金額又は個別損金額の益金算入又は損金算入）の規定の適用を受ける場合（法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、当該経理した金額を記載すること。

別表六の二（十四）付表　機械等の取得価額に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

国際戦略総合特別区域の名称	1					
特定国際戦略事業の内容	2					
資産区分	種類	3				
	構造、設備の種類又は区分	4				
	細目	5				
	取得年月日	6	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
	特定国際戦略事業の用に供した年月日	7	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
取得価額	取得価額又は製作価額	8	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9					
	差引改定取得価額 (8)－(9)	10					
機械設備等の概要							

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）